

# 静商同窓会関東支部会則

## 第一章 名称及び所在地

第一条 本会は、静商同窓会関東支部と称する。

第二条 当支部は、事務局を東京に置く。

## 第二章 目的

第三条 当支部は、会員相互の親睦を図り、かつ静商同窓会本部の事業に協力することを目的とする。

## 第三章 会員

第四条 当支部は、関東一円に居住または勤務する静商同窓会員で組織する。

## 第四章 役員及び顧問

第五条 当支部に次の役員を置く。  
支部長 一名  
副支部長 二名以内  
幹事長 一名  
副幹事長 一名  
幹事 各卒業年度ごとに若干名  
会計 一名  
会計監査 二名

第六条 支部長、副支部長、会計および会計監査は、総会で支部会員中から選出する。幹事は、支部長これを委嘱する。幹事長および副幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

第七条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。幹事長は支部長の命により会務を処理する。副幹事長は幹事長を補佐する。幹事は活動方針の企画、行事の遂行を担当する。会計は経理事務を処理し、会計報告を行う。会計監査は会の財産状況を監査する。

第八条 役員任期は二年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残務期間とする。

第九条 当支部に顧問を置く事ができる。顧問は総会で推挙する。

## 第五章 会議

第十条 会議は総会、役員会および常任幹事会とする。

第十一条 総会、役員会および常任幹事会は、支部長が招集する。総会は毎年一回開く。支部長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

第十二条 総会に付するべき事項は、次の通りとする。  
1. 役員改選  
2. 会則の変更  
3. 決算承認  
4. その他重要な事項

## 第六章 会計

第十四条 当支部の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十五条 当支部の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。

第十六条 当支部の会費のうち、本部会則第四条に定める普通会員は毎年、年会費として2,000円を納める。

## 七章 付則

第十七条 本会則は、平成三年七月六日から実施する。

第十八条 本会則に規定していない細目は、役員会の決議で定める

※平成三年七月六日 制定

※平成五年七月三日 一部改定

(付 表)

1. 母校の運動・文化部が関東地区で行われる全国大会等に出場した場合の寄付金。  
但し、硬式・軟式野球部は関東地区に限らない。

(1) 運動部

硬式野球部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成17年7月の総会で、硬式野球部後援会に「五十万円」の寄付を承認。</li><li>・平成18年7月の総会で、硬式野球部の甲子園出場に「百万円」の寄付を承認。</li></ul>
軟式野球部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成15年7月の総会で、軟式野球部の全国大会出場に「十万円」の寄付を承認。</li><li>・平成17年7月の総会で、軟式野球部の全国大会出場に「十万円」の寄付を承認。</li><li>・平成25年7月の総会で、軟式野球部の全国大会出場に「二十万円」の寄付を承認。</li></ul>
女子バスケットボール部および相撲部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成12年7月の総会で、女子バスケットボール部の全国大会出場（平成11年12月に開催）に「五万円」の寄付を承認。</li><li>・平成22年7月の総会で、女子バスケットボール部（静岡選抜で3名が選出された）および相撲部（1名）の全国大会出場に「二万円（各一万円）」の寄付を承認。</li></ul>
ソフトテニス部および水泳部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成21年7月の総会で、男子ソフトテニス部および水泳部の全国大会出場に「一万五千円（合算）」の寄付を承認。</li><li>・平成26年7月の総会で、ソフトテニス部の全国大会出場（男子団体・男女個人）に「十万円」の寄付を承認。</li></ul>

(2) 文化部

簿記部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成26年7月の総会で、簿記部の全国大会出場（団体）に「三万円」の寄付を承認。</li></ul>
珠算・電卓部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成26年7月の総会で、珠算・電卓部の全国大会出場(電卓個人)に「一万円」の寄付を承認。</li></ul>
美術・工芸部	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成26年7月の総会で、美術・工芸部の全国大会出場（個人）に「一万円」の寄付を承認。</li></ul>

2. 母校の周年記念行事等への寄付金

- ・平成10年7月の総会で、母校の百周年記念として「二百万円」の寄付を承認。

3. その他拡大幹事会等で承認された事項（大災害等）に対する寄付金

- ・平成23年7月の総会で、東日本大震災（2011年3月11日）の被災者に対して165,333円の特別募金による寄付を決定。

